

この一揆については、史料も発見されぬので詳細を知ることはできないが、天保凶作で米価騰貴したのが原因と考えられる。

以上、わが町周辺の窮状の一端を述べたが、日本史上有名なこの二大飢饉は人々の先祖から語り伝えられている。

## 第六節 幕末と城崎

### (1) 天領百姓

代官　延享二年（一七四五）、わが町域は久美浜代官支配地となつた。以後、明治維新を迎えるまで、

実に一二三年間の長期、すなわち江戸時代のなかばを天領民、幕府直轄地として生活をした。

江戸幕府が開かれてからの治世関係では、天領の期間が非常に長い。しかし、地域的に豊岡藩とのつながりも深かつたわけである。

杉原氏第三代重玄（はる）（重元）が承応二年（一六五三）十七歳で死亡して、お家が断絶したあと幕府はその所領一万五千石を直轄地として以後十五年間、京都および大坂代官の預地とした。

初代、京都代官五味備前、二代、京都代官五味藤九郎、三代、大坂代官彦坂平九郎である。

徳川幕府は、その幕閣の職制や地方天領の支配制度はほぼ三代将軍家光のころに整備するが、地方の支配についておおよそつぎのようであった。

○京都所司代

京都の警備、西日本の監察、とくに皇室・公卿の政務上の監察

○城代

大坂・三条・駿府、大坂城代は、とくに西日本の監察

○町奉行

幕府直轄地の重要地におき、京・大坂・長崎・奈良・日光においた。

○郡代

郡代は、関東郡代・美濃郡代・飛騨郡代・西国筋郡代と四人。拾万石以上を支配したが、禄高は四百俵高を基準とした。

代官は、天領を分割支配した。一人の代官の管轄する区域は、だいたい五万石～十万石以内であった。年貢の徵収を主とし、その他日常の民政にあたる。代官の禄高は百五十俵高を基準とした。なお、代官所の構成は以下のようになる。

一、代官（長官） 一

二、元締（次官） 一

三、加判 一

四、手附手代（属吏）

五、総代・郡中代（丹後・但馬各一人） 二

六、特選・書役一人 見習一・三人、足輕二人

七、出役庄屋（互選）両国から出席して意見を述べる。

豊岡藩主京極氏は、寛文八年（一六六八）丹後田辺（いまの舞鶴）から移封され、知行三万五千石であったが、

四代高寛が享保十年（一七二五）年十歳で死亡したためその領地は召上げとなり、のち、新規一万五千石を賜り、城崎郡・二方郡を支配地とした。そして二万石が天領となつた。

湯嶋陣屋 このとき以来、湯嶋に陣屋が置かれ代官の支配を受ける。その各代官はつぎの通りであつた。  
その後久美浜に代官所が移つても、明治維新までこの建物は「殿ノ湯」とともに使用された。

初代・平岡彦兵衛

享保十一年（一七二六）

二代・千種清右衛門

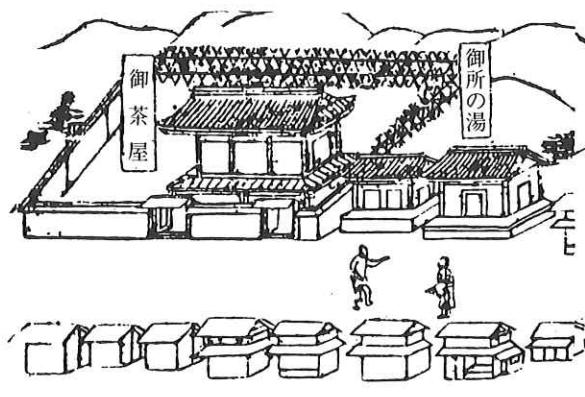
享保十五年（一七三〇）

三代・佐々木佐太郎

享保十七年（一七三二）

四代・岡田庄太夫

図32 湯嶋陣屋の図(但州城崎温泉寺観音並湯之縁起)



享保十九年（一七三四）

五代・小林孫四郎

元文五年（一七四〇）

その後、生野代官の支配を受けること五年であった。

元文五年末、幕府は代官所を湊宮から久美浜に移し、湯嶋陣屋を廃した。

延享二年（一七四五）久美浜代官支配地となり、明治元年（一八六八）まで、実に一二三年の長期間、当地の人々は天領民としての生活を送る。

天領の農民はなかなか気位が高く、苗字帶刀こそ誰それと許されなかつたけれども、会合があれば上位に着いたり、道路ですれ違つても自らが「天領民」であることで「小藩私領」の農民を見下げる風があつた。

「小藩豊岡町民と久美浜代官天領の湯嶋人との間にも、そのような気配があつた」とは、故老の語りぐさとしていまにも残つてゐる。

江戸時代の封建社会では、領主の格や力そのものが、農民たちにまでしみついていたようである。天領の百姓を自負して幕府領の農民たちが、かくべつ尊大ぶつたといふ。

久美浜代官の支配地は、約七万石。但馬・丹後・美作・三カ国にわたる。寛政十一年（一七九九）末霜月の『三国村々新高帳』によれば、

丹後分 三万三千五百石 一〇七カ村

但馬分 一万九千十七石

八五カ村

## 第六節 幕末と城崎

表25 円山川下流域村高表

村名		年代 寛永16年(1639) (但馬国地高帖控)	宝曆7年(1757) (但馬国高一紙)	天保5年(1834) (天保郷帖)	美作分 一万二千八百石	吉備郡三五力村 三カ国の村々数 一二二七カ村
城崎	結	71石206	62石030	66石979	七カ国久美浜掛、丹後・但馬・丹波・美作・若狭・因幡・伯耆	六万五千三百拾七石
	戸嶋	172.287	175.120	219.060		
	樂々浦	23.925	10.775	33.566		
	飯谷	230.214	203.406	236.213		
	上山	102.985	88.791	114.161		
	簸磯	165.907	154.683	183.259		
	来日	276.852	249.933	276.801		
	今津	118.945	117.635	156.917		
	湯嶋	533.535	138.399	178.716		
	桃嶋	75.431	65.897	162.278		
隣接地	小嶋	125.196	109.400	137.209		
	津居山	16.302	10.230	12.766		
	瀬戸	60.269	52.505	60.511		
	氣比	509.214	489.335	518.748		
	赤石	225.495	290.318	268.962		
	下鶴井	570.634	555.584	577.138		
	森津	310.986	298.288	322.543		

この表によって江戸時代初・中・後期の村高の変遷を知ることが出来る。  
戸嶋・今津・桃嶋・簸磯の増加は、新田開発によるものと思われる。

但馬分は、

城崎郡 十二 気多郡 十四 二方郡 十七 養父  
郡 二 (高瀬・宮内)

「當時御代官は野村権四郎で、翌年、寛政十一年申年（一八〇

〇）より御代官、塩谷大四郎様、御支配仰付候」とある。

このときの、円山川下流域支配村々の高は、つぎのようである。

慶應二年、代官宮崎達次郎の記す在陣年中御事『年秘留』に、代官所へ正日年礼に来た村役達の記録があるが、

元日

一、陣屋（元）七軒。

二、同村 年寄・百姓代・郷宿共残らず、台所に罷り出で用人  
へ年礼申し述べ。

三日

熊野郡四神主、祈禱、祓礼等差出す。つづいて熊野郡村々、庄屋約五十人。

四日

陣屋元、久美浜村五寺年頭に罷り出で、祈禱礼に扇子差出す。

〇 但州湯嶋村役達罷り出で、扇子箱差し出す。同じ日、丹後波美村長百姓、湊宮村役罷り出で…。



写114 久美浜代官陣屋跡（現在の久美浜小学校）

五日

竹野・与謝・加佐・中郡村々、惣代・庄屋、七人程、扇子箱・小豆三升差し出し年礼。

六日

但馬惣代庄屋

城崎郡は杉原紙二束・扇子箱。二方郡・氣多郡は扇子料。美含郡 品々差し出し年礼。

十五日

最後の日に、但州瀬戸村、二方郡湯村村役達、年礼……。

と述べられている。陣屋元や郡内神主について、早々湯嶋村の村役が多数、年札に参上している。丹後波美村および湊宮は、湯嶋と同様、元陣屋の所在地としての序列であろうか。

年札に参上した湯嶋村の村役衆の名が明記してあるが、幕末村役の家柄を示すものとして参考になる。

すなわち、庄屋七右衛門（大津屋）

年寄太兵衛（舟屋）清右衛門（板屋三宅）桃嶋村佐右衛門（畠）

百姓代惣三郎（いせや）六左衛門（油筒屋）仁左衛門（油屋）桃嶋村三郎右衛門（原田）。

久美浜代官所支配村々のうち、湯嶋村はとくに好意を寄せられ、他の村々に出ても湯嶋の青年は、天領代官の愛顧を笠にきてごう慢であった。との古老の言は事実だろう。

代官の職務 代官の職務はつぎのようであった。

一、年貢（収税）

二、巡見（巡察）

三、訴え（裁定）

四、産業奨励（とくに特産品）

### 五、風俗取締（華美をいましめ、また身分制によるもの）

代官の職務の第一は、天領からの多数の年貢の収納にある。幕府は米納を奨励し、石代銀納はできるだけ制限する方策を取つたが、貨幣経済の進展につれて銀納の貢租率をきびしくした。

天保飢饉の頃、代官和田主馬が支配したうち丹後五郡の石高は三万三千五百石、その貢租は七分通り米納でその他は三分の一、石代銀納であるに対し、但馬は皆「銀納」であった。

天保の改革期に、幕府の財政窮迫を救うために天領農民に加えた苛斂誅求によつて、丹後五郡村々が天保十三年（一八四二）寅年、「乍<sup>レ</sup>恐以<sup>テ</sup>御書附<sup>ヲ</sup>御嘆願奉<sup>リ</sup>申候」と減免を、代官大草太郎左衛門に提出している。この時期に百姓一揆におよんだが、宮津・峰山・豊岡等の周辺の加勢を以て鎮圧した事件が起きている。

前にも記した通り、久美浜代官は、本来、幕府は米納を奨励していたにもかかわらず、その管

下たる但馬については銀納であった。

寛政三年（一七九一）、当地方は春から雨降りつづき、凶作。八月二十日の大風雨で上作のところでも五分、谷入田地は浸り、冷水吹きつけ、土手切れ砂石入り、いもち病発生等で関係四カ村（上山・簸磯・今津・来日）から破免を申し出たくらいであった。

寛政元年（一七八九）、当地方は洪水に見舞われ、近來凶作が打ちつづいたので、破免を申し出たが許されず、大浜下組（簸磯・今津・桃嶋を含む）より銀納分割を願い出ている。

寛政七年（一七九五）八月二十七日暮から大雨降りつづき、二十九日洪水、床上数尺、早稲少々刈り取り候へども、その他立毛残らず水没した、と代官に注進している。

天明三年（一七八三）八月、夏後雨天、冷氣、早稻実らず、御検見入りを願い出で、下村九カ村庄屋連名で、代官へ嘆願している。

安永八年（一七七九）、この年も洪水・汐差し込み、御検見により十ヵ年定免を願い出ている（上山・簸磯・来日・今津・湯嶋・小嶋・瀬戸村々小前百姓より）。

御願申ス一札之事

「此ノ度、御公儀様ヨリ米納仰付ヶ為サレ候趣、大小ノ百姓ハ申聞カサレノ始終承知致シ扱々難済ノ申分甚ダ当惑仕リ候。然レ共重キ御公儀様ノ仰付ケノ段申付ケラレ之ニヨリテ村方大小ノ百姓共、会合致シ種々相談ニ及ビ候工共、少々ニテモ米納ニ成リ候テハ、一同餓死ニモ及ブベクノ所、甚ダ歎カワシキ事ニ候。元來小高ノ村方ノ在、逆モソノ成難田所コレナク候ヘバ、御公儀様ヨリノ仰付ト申シ乍ラ恐多クモ米納ハ相成リ申サズ何分ニモ御役人衆中後年御勘弁成シ下サレ、右米納ノ儀幾ヘニモ御願下サレ候重キ御公儀様仰付ノ儀重々ハ恐多候故、御願申ス事相成申サズト思召候ヘバ、大小百姓共久美浜御役所工出張致シ恐多クモ右、銀納ニ仰セ為サレ下サル様御願上奉候。御隣懃ト思召シ能クヨク御勘弁下サルベク候。右ノ趣ニ相違御座無ク候。村方御志候ト思召シ幾重ニ頼ミ入致候。村中斯ノ如ク連判一札之事。

寛政三年 亥十月十六日

願主村中

組頭 治郎左衛門 以下四二人連判

当村

## 三御役人衆中

一前書之通、毛頭相違御座ナク候 以上。（今津「上崎茂家文書」）

湯嶋の刃 安政元年（一八五四）、久美浜代官鈴木大太郎宛、つぎのようなことが報じられた。

傷事件 当、七月七日夜九ツ時（いまの十二時）、下宮村（但丹国境、河梨峠の麓、人足村）御百姓衆八

人ばかり其の他、番人差添へて、

「湯嶋村大和屋にて相客を切附け候者、今夕五ツ半（いまの九時）釜田村（三江の鎌田村）辺に出たので、番人差押えにかかり候所、宮井村番人數力所切られ直ぐさま相果て候様子、陰村番人・福田村番人、これも生死知れず、別して氣の毒なのは、馬路村の御百姓衆一人切られ、これも命はかなき様子、その外疵を受け候者、追々これ有り候由。大変な事故でありますので、見聞相達し候こと御座候に付、直ぐ様御上様（代官）へ此段申上奉候：」とある。

平和な村で、しかも温泉入湯宿での殺生事件として特記すべきことがらであつた。

七月六日から八月十一日まで一ヶ月以上にわたり、すべての様子が克明に記録されている。（別図参照）

この文書中興味深いのは、幕末文政期の物価を知る好史料を提供していることだ。たとえば

一 七月六日夜九ツ半（いまの一時）湯嶋より右一件に付き早飛脚參り 八月十一日までの出入り番人に  
惣メ四四一飯を給しているが壹泊 一匁三分、壹飯に付 四分三厘、此の分 一九〇匁九分六厘

一 七月十日 一札 一一匁四分二厘、豊岡御領分 かげ村番人

右ハ釜田村へ、かけつけ取扱い候處、右の腕多分切られ生死の躰も知り難く候に付、養生料として遣し

## 第六節 幕末と城崎

図33 湯鳴村 大和屋刃傷事件に  
関与した「番人」の分布

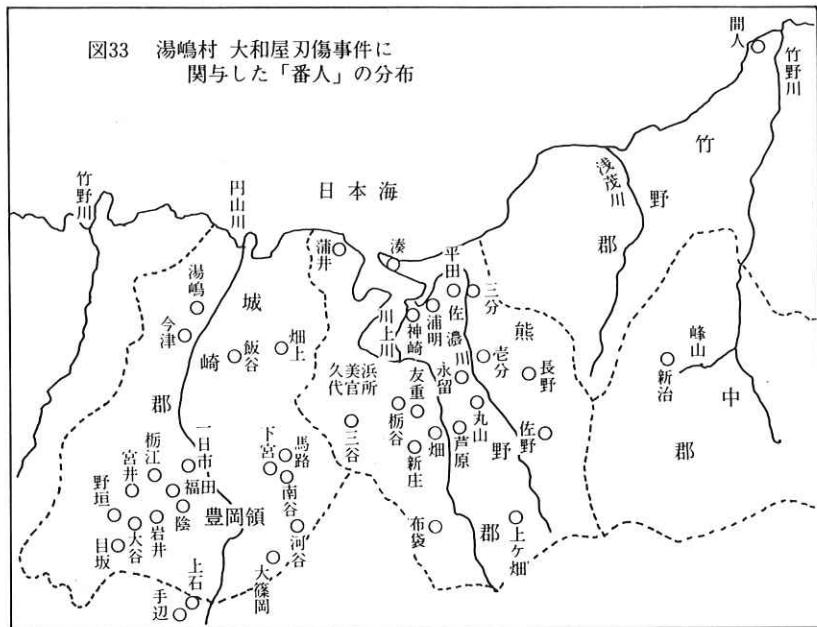


表26

湯鳴村大和屋刃傷事件に  
関与した村々の「番人」

城 崎 郡	宮 井 村 (死 亡)	福 田 村	陰 村	上 村	畠 谷 村	飯 谷 村	湯 鳴 村	今 津 村	大 谷 村	岩 井 村	目 坂 村	河 谷 村	柳 江 村	下 宮 村	一 日 市 村	馬 路 村	大 篠 岡 村 <small>(死 亡)</small>
竹 野 郡 中 郡 新 治 村 間 人 村	熊 野 郡	三 谷 村	柏 谷 村	新 庄 村	友 重 村	永 留 村	三 分 村	壱 分 村	切 畑 村	長 野 村	蒲 井 村	芦 原 村	上 ヶ 畑 村	下 宮 村	一 日 市 村	馬 路 村	大 篠 岡 村 <small>(死 亡)</small>
豊 岡 出 石 田 辺 峰 山 ク ク ク ク 頭 宮 津 番 人 頭	奥 佐 野 村	生 野 村	奥 銀 谷 村	霜 田 村	八 鹿 村	宿 南 村	竹 田 村	堀 畠 村	福 本 村	播 州	白 國 村	鹿 摩 番 人 頭	姫 路 番 人 頭	佐 野 村	浦 明 村	丸 山 村	佐 野 村
	その 他																

候

一金 三分 同御領分 福田村番人

右場所にて右の手多分切られ候に付、養生手当差遣候

一九月二十五日 出立 一銀 六二匁四分 雲八 永富村番人

右は、湯嶋村番人方にて、播州かぎ方様 与吉かつ外に壱人 博奕打 右之者差押へ 取調中諸向入用物外

一、金 一両 七月七日夜 宮井村番人

右、悪党者四人 釜田村にて差押へに取掛り候處、右四人一同切附相果候に付諸向取片付け手当として右、番人親共へ差遣し候。

一、八月三日 一金 一両一分、これは一件につき、ろうそく入用、掛目四百匁代 壱匁に付 三五

匁

一札 十二歩 右一件入用 わらじ一五〇足代 一足につき、八文ずつ

一札 三匁 与吉、牢屋迄、かごちん ゆしま村人足へ払い

一札 二匁 十樂勘三郎様右一件につき ゆしまへ飛脚ちん相払い

覺

銀 二貫六九八匁五分四厘

外二百目 飯代増心付、城崎郡より

メ 二貫八九八匁五分四厘

内・一貫五百目 両国割入、城崎郡より渡可分

六九八匁五分四厘、湯嶋村より渡可分

(樂々浦「瀬崎藤右衛門家文書」)

小物成と 米年貢を、「物成」または「本途物成」といったが、天領ではいろいろな税が付加され、これを定免・検見 「小物成」また「高掛物」といった。小物成には、いろいろ種類があるが、天領に限り課せられたものであった。

享保七年（一七二二）以降「定免」といって、過去数年あるいは十数年の取米を平均して租率を定め、年々の豊凶にかかわらず定率の租税を納める方法がとられた。不作その他の理由をあげて、総百姓から「破免」（切下げ）を願い出た場合、三分以上の損耗があれば破免を許可する方法であった。

丹但支配地は、破免や新検見が増し年貢収納が減収することを極めて警戒し、代官自ら廻村して破免決定することを心がけていた。  
秋彼岸より十日目頃、但馬城崎郡内早稻方多作の村方へ検見出張をしている。しかしながら、代官自らの廻村は大変であつたらしい。

宮崎達次郎の検見にあたり、つぎのようなことを記している。

検見出立用意

「具足・鎗・長柄・幕・両掛け羽・籠・夜具入口荷、壱・侍兩人か三人・槍持壱人・草履取壱人、召連れ、長柄之儀者、豊岡町通り、湯嶋陣屋休泊に而、旅人多く之有事故、法皮着人足持為し丹後方出張の節は、

相省申し候、駕籠人足最初年者村人里にて繼、峠の外難所にて甚だ心配致し候間、郡惣代中西七郎兵衛へ申し聞き、久美浜籠人足を村人足に為し代表向自分方は村人積に取計はせ申、右の方至極安心に候事」とある。

久美浜代官所 代官は、久美浜代官所の場合一二人～一五人。江戸詰七人、久美浜六人であった。一八世紀ごろ、天領七〇〇万石に対し大名領は二三五〇万石といわれる。旗本は八万騎八〇〇戸で、三〇〇万石を消費したという。

久美浜代官支配地は高七万石余り、一城を構え数百人の家臣をもつ高であるが、代官は幕府の地方行政官として転任するものがすくなくない。屋敷を江戸にもつて、支配地には簡単な役所を構え、手代以下の下役人を部下にして事務をかたづける。下役人は任地と江戸詰めと合わせて、ふつう十数人。仲間や小者はその任地でやとつた。それ故、大名に比べてきわめてささやかな支配組織であったといえる。

こんな小人数で支配できたのは、天領は周囲の大名たちが特別な目でみたし、また領民も將軍の威力を感じとつていたからであろう。しかし、社会秩序が動搖し領民が暴力で反抗してきても、それを抑えるだけの人数や力は備わっていなかった。

天明三年（一七八三）の久美浜騒動や、文久三年（一八六三）の生野の変にあたって、各藩の出兵によつて鎮定したその実証がある。

久美浜代官所は、いまの久美浜小学校校地内にあつたが、わずかに当時の堀と侍屋敷の一部が残つてゐる。飯谷峠→三原峠が、湯嶋と代官所を結ぶ唯一の道であつた。

江戸時代、將軍の代替りごとに支配地の民情視察のために、各地の巡見が行われた。

湯嶋村関係を例記すれば、

(①年月 ②新將軍使番 ③小姓組番④書院番 ⑤道程 の順)

①宝曆十一年（一七六二）四月 ②十代家治、永田藤七郎

③高野与一右衛門

④児島平右衛門 ⑤久美浜—湯嶋

天領巡視

①天明八年（一七八八）五月 ②十一代家斉、松平惣平衛

③中根半平

④山岡傳十郎 ⑤久美浜—湯嶋—豊岡 宮津—出石

①天保九年（一八三八）三月 ②十二代家慶、大久保右衛門

③三宅三郎

④市岡内記 ⑤久美浜—湯嶋—豊岡 宮津—出石

これらの巡見使は、一泊は必ず湯嶋温泉であった。巡見にあたり、

一、差控えず陳情せよ

二、無報酬で人馬を徵集してはならぬ

三、巡見路の掃除、道橋の晋請は無用

四、道筋では農作業は遠慮せずよい

と申し渡しても、諸大名・奉行・代官などは、多くの人夫をかり出し村々諸調査の準備をしたことであろう。

代官の廻村も、ほぼ同様の形式だったと想像される。峠の多いこと、渡し舟もあり応待の農民の苦労もさぞ多かつたろうし、八月末から残暑の中の十五日間はとくに大変であつたと思われる。

『天保十四年（一八四三）八月御道帳』、城崎・二方両郡を代官岡崎兼三郎が巡見する案内書がある。それによると、つぎの通りである。

天領における高掛物としては、つぎの三つが幕末まで踏襲されてきた。

一、御伝馬宿入用とは、街道筋の問屋や本陣の給米その他、宿駅運営費。

寛永七年（一六三〇）から高一〇〇石につき米六升。

二、六尺給米とは、幕府に使用される駕籠かき・賄方・掃除人夫の給米。

寛文元年（一六六二）から男丁を徴する代り一〇〇石につき米二斗

三、御藏前入用とは、江戸浅草の御米蔵の維持費。

元禄三年（一六九〇）から一〇〇石につき銀一五匁。

豊岡藩は、享保十一年（吉宗代（湯嶋陣屋設置の年）までは小物成は課せられず。

その後、二一種類によよぶ小物成をとるようになつた。減知による財政困難のためだろう。たとえば、

「止置運上・鮭魚役・小鳥役・鑄物師運上・川舟運上・骨折運上・綱役・茅役・荒亭役・海役（略）」

江戸時代の様子をよく要約、それをしめしているのが、「指出明細帳」である。領主や代官の交替のときに報告させている。「指出明細帳」の提出責任者は庄屋で、年寄・百姓代がこれを助けた。

この三人を「村方三役」と呼び、一個の自治体を構成して江戸時代の村を総括していた。かれらは地主だったから、政治・経済両面から村に君臨していた。



写115 御仕置五人組帳（今津上崎茂氏蔵）

村方三役 つぎに、村方三役について大略をしめす。江戸時代の封建制度下における村の機構は、庄屋・年寄および百姓代の三役を以て村の総百姓ら住民を統轄させていた。

これら三役は、村民（住民）の協議や入札に基いて決めてから代官に推薦し、その任免は別に辞令は用いないで、代官から、「役儀大切に相勤むべき旨」を口頭を以て申し渡された。

庄屋は、一村の長であつて年貢の配賦取り立て、水利・土木・道・橋・堤防の要請等の建設工事、宗門改め

人別改めなどの戸籍事務、異変の改め・風俗の取締り・消防等の警防職務・訴訟の調停・土地売買証書の加印・質入・奥印等の訟事公証事務、代官よりの御触れの伝達等にわたる政務の万端を処理し、他の村役とともにその村を代表した。

関西の庄屋は、通常世襲であつた。

数戸で輪番につとめる村の場合には、他の家は組頭・百姓代・年寄をうけもち、村役をつとめる家は大体決まつていた。

年寄は、百姓中で算筆に長じたものの中から、総百姓の入札または協議によつて選ばれた。そして、庄屋を補佐することをその任務とした。

百姓代は、庄屋や年寄の目付であつて、総百姓の代表として村政の監察を役目とし、大高持の中から選任されるのが例であつた。（これが置かれたのは、江戸時代中期である。）

つぎに村々（村落）では、隣村およびその周辺を統割する組合を設けて、その代表を選んだ。これを大庄屋と呼んだ。大庄屋は、実力ある大高持庄屋を政策的に命令布達の系統組織として、たらいまわしに任命していつたものと思える。

村三役の給料については、おおよそつぎのようであった。庄屋の給料は「一歩給」ととなえ、その町村の石高の百分の一にあたる米額が支給され、年寄・百姓代も米で若干支給されたが、一定の規定はなかつた。

（以上『熊野郡誌』参照）

また村三役支配のもとに、百姓たちは五人単位の組に分けられ、これに連帶責任制がとられた。

五人組は、秀吉が天下を統一するとともに身分制度の確立、社会秩序整備のために、五人組・十人組の組織化を進めたのが始まりで、全国に普及するのは江戸時代に入つてからであった。

寛永以降（一六三三）、五人組に関する法令が数多く発布され、承応四年（一六五五・四代家綱代）に「五人組帳」をつくり、法令の遵守すべきことを認識・徹底さすのに住民から手形をとるようになつてその極域に達した。庄屋は毎年、「御仕置五人組帳」に各組の家族の名を全部記して、領主あるいは代官所へ報告しなければならなかつた。

天領村では、この組帳の前書に、百姓たちが守らねばならぬ詳細な条目が記され、庄屋はこれを年に一、三回、百姓たちに読み聞せることになつてゐる。

「一、当村之儀往古京極甲斐守様御領分ニ而御座候所、享保十二未年御上知ニ而御代官平岡彦兵、衛様御支配ニ罷成、享保十四酉年千種清右衛門様御支配ニ罷成候、享保十五戌年佐々木左太郎御支配、享保十六亥年岡田庄太夫様御支配ニ相成、同十九寅年小林孫四郎様御支配罷成、元文五申年、石原清左衛門様、疋田庄九郎様、千種清太郎様、御三人様御預り所ニ相成申候、寛保元酉年堀江清次郎様御支配罷成候、延享三年子年、齊藤新八郎様御支配所ニ罷成候。」

指出明細帳

宝暦六年の「指出明細帳」について吟味しておこう。

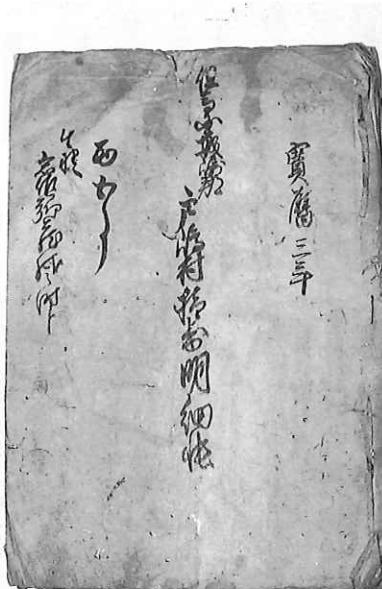
一、提出された年と支配

宝暦六年（一七五六）は、戸嶋村は生野代官所の支配地で天領である。京極氏四代高寛の早世で、三万五千石から新規一万五千石に減知されたときから、湯嶋代官所支配地となり、つづいて生野代官所・久美浜代官所と約一四〇年間、明治維新まで天領地となつてゐる。

二、宝暦六年の「明細帳」の冒頭に、八十年前の延宝五年巳（一六七七）に京極甲斐守の検地を受けたことを語る。京極甲斐守とは、二代京極甲斐守高住のことである。

三、高一七五石一斗二升

此反別 一七町三反六畝九歩



写116 戸嶋村指出明細帳

当時は、村の軒数三六軒だから、一戸平均耕地は四反八畝。円山川下流域では比較的恵まれていた。

四、下田 九町一反七畝一步

下々田 六反八畝八歩

とあるから、全田方一五町二反七畝に対し、約六五%が悪田であり、両毛作は一町五反とあるから僅か一〇%、新田新畑は約二〇%におよぶ。

五、検見竿は、間尺「六尺五寸を用い來り候」

とある。秀吉の太閤検地は六尺三寸、坪三〇〇歩一反を以て全国統一基準の検地であった。私領は、六尺三寸を定尺とした。

六、家数 三六軒、内二九軒百姓、七軒水呑

延享元年（一七四四）の「明細帳」では四二軒、内三〇軒高持、一二軒水呑となり、明治七年（一八七四）の「豊岡県村限調書」は四六軒、大正二年（一九一三）の「内川村誌資料」では四六軒となつてゐる。七、「馬御座なく候」牛二疋とあるのは広い水田單一耕作地に、牛馬が僅少であつたことがわかる。牧草地がすくないためか。農繁期には豊岡近郊から借り牛する。なお大正二年の牛数は八頭と伝えられている。

八、他村より当村への入作高

樂々浦村より 百姓八人入作

今津村より 百姓四人入作

湯嶋村より 百姓十一人入作

計二三人 石高一三四石二斗余

村の家数に比して他村より入作する数が多いのは、どう解釈したらよいか。とくに湯嶋村から十一人も入作している。

九、「御林」「御座なく候」、「百姓持山」「反別相知り申さず候」、「当村には、『里山』の儀少しも御座なく候故」：

観音浦山に立会山：山論出入仕候（後略）

戸嶋村が田の單一耕作の、農村としての弱点もかかえていたことを物語っている。

一〇、「用水」

隣村結村谷よりの下水にたよっていることや、年々大川筋に沿つて洪水もあつて、惣じて「悪田」であることを訴えている。

十一カ所の伏樋の維持・保管・修理に苦労している。

一二、「郷藏」「御座なく候」

幕府は、宝曆十一年（一七六一）諸大名に貯穀を命じ、寛政元年（一七八九）村々囲い米を指令している。隣村、結村の「貯穀書上帳」を参照すれば、「小嶋村に囲い置いているから」とあり戸嶋村も同一のことと推察できる。

## 三、「小物成。米・銀」

「桑役」、「御藏前入用」のみ銀納とされる。久美浜代官領に組み替えられてからは、但馬國の支配地は銀納とされた。

「川役」、米五斗「川獵仕り候」。一戸一艘の川舟を有している（桃嶋村は海獵もしている）。

## 三、「威鉄砲」

「一挺。持主、庄屋」「預り鉄砲御座なく候」。

山中、猪・鹿・諸鳥多くて農作を荒らすので、威用として許可を受けているものである。庄屋が代表として村役連印で証文を差し出していたものである。

幕府は、「出女入鉄砲」を厳重に取り締まってきた。武器となるものを農民に持たせることを禁じているのである。

四、「定夫」米八升 「村人足除申し候」とあるのは役所や、村方での連絡や御触れなどのため、村方三役や肝煎に対する給与であろう。

## 五、職種

「大工・木挽・屋根・鍛冶師」他村にみる職人がない。「浪人・山伏・虚無僧・座頭・神子・猿廻し・鉦たたき」などもない。

十八世紀半ごろから山伏・虚無僧・浪人がめだつて増えたのに對し、江戸への出稼人や浪人の追放策をとる幕府は、天領たる農民にまで「明細帳」で報告させ警戒している。

二六、当村「往還にては御座なく候」「助人馬、御座なく候」

湯嶋街道に沿う村々では、助人馬つぎをする百姓はすくない。当町域ではとくにそれをみない。川の舟便のためであろう。川東で往還できない戸嶋村は、そのような収入はなかつた。

二七、「帳面連印仕り指上申す所件の如し」

戸嶋村庄屋 市左衛門

年寄 蔦右衛門

百姓代 三太夫

与兵衛

三郎左衛門

九郎右衛門

七郎右衛門

重兵衛

庄屋・年寄・百姓代の他、五人の連印により極めて慎重を期している。  
安政の災害 安政の災害について、左の史料がある。

安政二年卯 三月

大地震 大風につき村々取調書上帖

但馬城崎郡惣代庄屋連印

久美浜御役所

『去ル寅年安政元年、大地震大風に附村々取調書上帳』

右者、城崎郡村々取調候處、書面の通り御座候、之れに依つて惣代庄屋連印帖面差上奉り候。

以上

安政二年（一八五五）卯三月

但馬城崎郡

山本村 庄屋 宗助

木内村 庄屋 惣太夫

滝 村 庄屋 善兵衛

久美浜 御役所

安政二年十月二日「安政江戸地震」が起きて、大被害をあたえた。藤田東湖も圧死した。幕府は、御救い小屋を建て救済にあたった。

この前年、安政元年（一八五四）十一月四日には諸国に大地震が起き、下田では津波の被害を受けている。また同じ年の一月十六日、ペリーは七隻の軍艦を率いて来泊し、強引に「日米和親条約」を締結し、つづいて安政五年（一八五八）の「日米通商条約」で、ここに数百年の鎖国政策の終焉を迎えた。そして「安政の大獄」により多数の尊攘派志士が死刑獄門にさらされているが、この記録文書は、去寅年（安政元年）大地震大風に

## 第六節 幕末と城崎

表27 安政元年大地震、大風の取調帖

つき、久美浜代官所への、城崎郡の村々の被害状況の取調書上帳である。

『豊岡市史、年表』によれば、この年は、

一、六月十三日、昼八ツ時（午後二時ごろ）地震。

十四日、夜九ツ時（十二時）地震。

豊岡町内で家多く倒れる。今森で三軒大破。豊岡藩は、被災者に錢を与える。

二、翌年、安政三年（一八五六）六月十日、暴風雨・洪水。

三、安政四年（一八五七）七月二十三日～二十四日、大風雨。

四、安政五年八月九日、豊岡地方にコレラ流行。

八月十九日、疫病流行で豊岡藩は困窮者に救い米を支給。

諸国に大地震が起きた折しも、当地方も地震による大被害を受け、つづいて大風雨による洪水や疫病流行と、大きな脅威を重ねていることがわかる。

当時の農家は、今日と異なり貧弱なわらぶきの小さな茅屋であつたとはいえ、広範囲にわたり潰家・半潰家・小破家が多数あつた記録として貴重なものといえる。

百載不朽碑 戸島村の中央字宮本につぎの記念碑がある。

戸島村ハ城崎郡内川村ノ一小部落ナリ、領田二百石余、水利不便、旱害頻繁、民常ニ不安。里正弥左衛門深ク憂エテ、村ノ老、市左衛門、農民総代與右衛門及ビ久左衛門、甚右衛門等ト之ヲ謀リ、近隣十一町村ノ助力ヲ籍リ上流結村ニ対シ交渉甚力ス。遂ヒニ水源ヲ得テ溝洫ヲ穿チ、田疇ヲ正シ以テ灌漑ヲこうきょくうがかんが

便ニス。事、実ニ安政六年三月十六日ニ属ス。尔来五十余年災害跡ヲ絶チ収穫倍蓰ス。村之ヲ徳トシ碑ヲ建テ以テ功ヲ表セント欲シ來リテ銘ヲ余ニ請フ。敢ヘテ当ラズトシ再三之ヲ辞スルモ許サレズ。乃チ不文ヲ顧リミズ係ス。

辞曰ク

一夫起<sup>ス</sup><sub>レ</sub>義<sup>ヲ</sup><sub>フ</sub> 十村助旃

美田成矣 溝洫通焉

赦々功績 百載可<sup>シ</sup><sub>レ</sub>傳<sup>フ</sup>

大正二月四月十日

池田 恒 摂並書

発起人 内川村長 橋本弁治郎

戸島区長 植田弥左衛門

同副 由留佐清一

戸島村中

賛成者 豊岡 滝田清兵衛

瀬戸 後藤管雄

この記念碑は、玄武岩の自然石で、高さ一  
五ヤメ、幅九〇ヤメある。「百載不朽」とはのちの世



写117 百載不朽碑（戸島）

まで残る仕事という意味で、輝き光る功績は百載に伝うべしとある。戸島田圃は、昔から赤石田圃と並ぶ早場米地帯である。

水田一毛作の湿田で、昔から「嫁なかせ」の俚言にあるように、広い田で収穫のみのり豊かな土地である。しかるに、この『百載不朽』の碑文を解読するに、旱害頻繁とあるところから察するに、用水に恵まれずただ天からの慈雨のみを頼りに、一たび日照りがつづけば田に亀裂を生じて、枯死か減収の悲しみを祖先から長い間味わってきたものと思える。

隣村、結村は、深い谷水を受けて比較的潤沢な水に恵まれていて。

この水を戸島田圃に受けて、旱害の悩みを解消しようと幾度か交渉がなされた。

「我田引水」「部落根性」という言葉が昔からあるが、個人主義・利己主義の強い、封建的農村の習癖から、なかなか解決しなかつたらしい。

庄屋弥左衛門村三役らは、自己を犠牲にして村民の憂いの解決に立ち上り、近隣十一ヶ町村の助力を得て結村との年願の交渉に成功し、水源を確保し溝洫（こうじゆ）（田に水を導くための用水路）をうがち、田疇（でんちゆう）（耕地の畝）を正して灌漑を便にした。以来災害跡を絶ち、収穫倍蓰（ばいじよ）（数倍になる）した。

安政六年（一八五九）は、いまから一三〇年前のことである。明治維新のあけぼのを迎える九年前のことであつた。

なおここで湯嶋の養老会式についてふれておこう。毎年、陽春四月十五日に、決まつて養老会が盛大に行われる。古来より湯嶋の一美俗とされ全国無比といわれる。天明元年（一七八一）

から始められ、連綿として絶えることなく、一〇六回（昭和六十一年現在）に達している。

七十歳以上を正賓とし、六十九歳を以て陪賓とする。土地のものは、六十九歳を「御相伴」と称す。名判官、久美浜代官塩谷大四郎は、寛政十二年（一八〇〇）から文化十年（一八一三）まで十三年在任したが、その天領内に敬老の思想を大いに鼓吹し「年一回、必ず養老講をなすべし」と。塩谷代官は、湯嶋に来湯し親しく現況を見聞して感賞したとの記録がある。

湯嶋村は、沖の嶋（いまの中ノ島）の収穫を以て、豊年のときは備荒貯穀をなし、その収入を養老講の諸費にあててきた。昔は油筒屋・板屋・大津屋・三木屋等が会場と決まつていたという。この沖の嶋は、明治中頃、学校建築や浴場建改築等の費用のために売却され、その大部分は今津村有に帰したという。

大正二年（一九一三）刊の『城崎温泉誌』によれば、「…三百余戸の小郷に、毎年古稀以上のもの八十名より九十名を降るなきが如し…」である。

#### 養老会式

養老会者、古昔養老礼之遺意而欲使老者安之乃竊作之式。  
 其ノ会ノ則ノ毎歳以歳抄里。正会ノ村老七十以上者ヲ干其家饗之。  
 里正為シ主人衆老人為客坐次大低以年齡序尊齡也。其食則  
 以赤小豆煮餅或赤小豆飯其汁則蜆肉或豆腐、其鱠則小魚其酒

	男	女	計
90才以上	2	6	8
80才以上	23	58	81
70才以上	91	126	217
69才	9	22	31
計	125	212	337

表28 第二〇五回（昭和六十年）養老会  
満年齢別人員表

則每人一合不使及乱示儉且令易行也。客皆坐主人告之曰薄饌聊慰高年勞相共、說話往事以樂之、客謝曰君子篤於親則民興於仁其斯之謂與嘗時膳徹客各為歛拜謝而出、主人戶外送之禮畢矣。此其大略也。夫孝悌□百行之本也。而不可戶說家喻若立二而養老之禮以教之則道之以德者乎。蓋三代之世、有養老之禮「禮記」所載其文不見然是王公書民間難行ヒ、今人君如意少助其費則事可復舉也。今日惠而不費之意、又□□□、田三百石村大率、米九升二百石村則六升、百石村則三升、除其田ヲ以充其費者、不足則村人給之所費不多而□□矣。□□者能田比□田表□被而養老之教可永可行也、矣焉。

天保□冬山陰樵者 黒崎擇 撰

同五年（一八三四）十一月 七十八歳 書之

『城崎小学校百年史』には明治三十二年（一八九九）三月二十一日〈養老会理科実験〉としてつぎのように記している。

「快晴嚴霜、春季皇靈祭を<sup>ばく</sup>下し、去る明治二十七年より中絶しおえる湯嶋郷養老会の美挙、極楽寺にて行われ、職員一同午前十一時より宴に参じ、理化学機械の実験と説明をなし、また、劈頭<sup>へきとう</sup>、拳を<sup>こぶす</sup>寿ぐ唱歌三曲を奏す」

とある。

## (2) 但馬海岸の防備

黒船来る

わが国は、三代將軍家光により、寛永十九年（一六四二）鎖国を断行して以来約二百年、天下泰平な生活をこの島国でおくつてきた。その間、中国およびオランダの二國のみ長崎の開港場を通してかろうじて異国との交易が保たれていたが、十八世紀終りから十九世紀初めにかけて、北辺からはロシア、南方からはイギリス、ついでフランス・アメリカなどの諸国がわが海岸に来航し始めるにおよんで、海防の重要性を感じるにいたつたが、その対策として和親・通商貿易の開港とは逆に、『異国船打払令』を発した。

文政八年（一八二五）のことである。

「どこの海岸でも外国船が接近したら、その場にいる人数で有無をいわざず打払つてよろしい。逃れて行くときは追いかける必要はない。上陸するときは、捕虜にするか打殺して構わない。」

しかしこのような法令は、まことに乱暴で姑息な一時のがれの政策で、いかに狼狽したかがわかる。

たまたま天保十一年（一八四〇）中国において、中国とイギリスとの間にアヘン戦争が起き、十七隻の軍艦と四千人の兵力によつて中国は慘敗して和を請い、五港を開港し半植民地化の道をたどることとなつた。

このときオランダは、我が国に特使を派遣して国書を呈し、世界の情勢を述べて鎖国政策の不利を訴え、日本が国策を誤っているので、これを変えるよう説得したが、幕府はこの忠告を一蹴<sup>しゆきゅう</sup>し、國法であるとしてひたすら避戦のみを考え、国防の具体策のないまま頑迷に拒否をつづけた。

天保十三年（一八四二）打払令を廢して、「天保の緩和令」が出されたが、これは方針が変つたのではなく当場を糊塗するに過ぎなかつた。

それから十年後、嘉永六年（一八五三）六月三日、アメリカのペリー提督が軍艦四隻を率いて浦賀沖に碇泊した。江戸幕府の玄関口で、堂々と日本の開港を迫ってきた。

「泰平の眠りを覚ます じょうきせん たつた四はいで夜も眠れず」

の狂歌も生れた。上等の茶「上喜撰」を「蒸氣船」にかけた歌である。実に、長い鎖国政策の破綻の端緒となる、日本歴史上の大事件であった。

安政五年（一八五八）には、日本は「英米露仏和」の五国と通商条約を結び、事実上、鎖国は終ったのである。

このような時期、但馬海岸地域はどうであったであろうか。つぎの年表が参考となろう。

表29 鎖国年表

		將軍	年号	西暦	破たんする鎖国、外国船来る。	郷土関係事項
ク	11家斉	3家光	寛永十九年	一六三九	鎮国の完成。寛永十四（一六三七）島原の乱。	
ク	寛政四	10家治	明和八	一六四二	一七七一 ロシア船、阿波に漂着。	
ク	天明六	安永七	一七七八	一七七八	ロシア船國後島に来て通商を求める。松前藩拒否。	
ク	一七九二	天明三	一七八三	エゾ地の開拓をはじめる。（伊勢漁夫、幸太夫、天明二（一七八二）アリューシャンに漂着す。）		
ク	天明六	一七八六	最上徳内、千島方面探險。林子平「海国兵談」。			
			を求む。			

12 家慶	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
タ 八	タ 七	天保 二	タ 八	文政 元	タ 十三	タ 十一	タ 五	タ 四	タ 四	タ 七	タ 一〇	タ 一〇	タ 一〇	タ 一〇	タ 一一	タ 一〇	タ 一〇
一八三七	一八三六	一八三一	一八二五	一八一八	一八一六	一八一四	一八一四	一八一三	一八一三	一八一〇	一八〇七	一八〇七	一八〇七	一八〇七	一八〇三	一八〇〇	一七九九
—— 江戸へ向う途上、浦賀にて砲撃さる。	モリソン号事件。イギリス船モリソンに七人の漁民ら、	水戸、徳川斉昭、領内に砲台を築く。	イギリス船、東エゾ地に来る。	イギリス船打払令を出す。	イギリス人コンドル来航し通商を求む。	イギリス船琉球に來り通商要求、文化十四(一八一七)浦賀に来る。	伊能忠敬沿岸測量図を完了。	ロシア艦長コローニンを国後島に捕す。	イギリス船フーエートン号長崎来航事件をおこす。	レザノフの部下、エゾ地に冠掠す。松前氏を内地に移す。	東エゾ地を永久土地となす。	ロシア、レザノフ軍艦二隻にて長崎に通商を求む。	高田屋嘉兵衛漁場を開拓す。なお、エトロフに渡る。	近藤重蔵、エトロフ探險。伊能忠敬、エゾ地測量(七 年間)「大日本恵登呂府」標柱を建つ。	ロシア人工トロフ島に上陸す。イギリス船、室蘭に来航。	一七九七	一七九三



14 家茂	万延元	一八六〇	「桜田門外の変」 咸臨丸太平洋を渡る。	
文久二	一八六二	ロシア軍艦対馬占領を図る。	(十一インチ口径)	
文久三	一八六三	生野天誅組の変。薩英戦争。	豊岡藩津居山砲台三カ所設く。	
元治元	一八六四	四国艦隊、下関砲撃(英・米・仏・和)。	「二方郡海岸防備行軍帖」。	
慶応元	一八六五	條約勅許、薩・長連合密約成立。倒幕派。	農兵防衛隊計画訓練。	
15 慶喜	二	一八六六 自由交易、海外留学許可。		
三	一八六七 大政奉還。倒幕密勅下る。			

## 代官の巡見

天保十四年（一八四三）三月五日、代官岡崎兼三郎は木村金蔵・浅井豊助など手代を引きつれ、上下十人で海岸見分のため久美浜陣屋を出立した。

河梨峠を越し、下宮を経て昼豊岡へ、湯嶋を経由して津居山に一泊。それより瀬戸から美含郡・二方郡におよび、帰路は坊岡・轟（竹野町）から鋳物師峠を越して、三月十一日湯嶋村で一泊。

見分先の村々には、かご・具足・両掛合羽かごなど人足九人と馬一疋を間違ひなく差し出すようとの回状が、同年二月二日各村々に出されている。

『海岸取調手続書』代官増田作右衛門 嘉永三年（一八五〇）城崎・美含・二方三郡の海岸の村々に出されている。

一、村々海岸地先の里数丁数海岸まで沖の方へ三〇丁間（壱丁・五丁・十丁・廿丁）等の浅深取り調べ申すべき事。

二、村地先中央へ壱丁所見斗、浅深何尋何尺且つ私領入会并に隣接御領・私領の訳、子細に一村ごと絵図面に認め申すべき事。

三、入江等相成候場所は取り調べにおよばず候事但し入江は川口間數一、数年に右中央浅深は取り調べ申すべき事 右之通り取り調べ申すべく 尚相洩□儀追々申可候 以上。

嘉永二年八月。

○久美浜代官 増田作右衛門

四月六日～九日、自ら津居山港周辺の村々巡視す。

○嘉永六年（一八五三）十二月

久美浜代官領（但馬四郡）の村々、庄屋は、「郡中申合せ規定」により献金に応ず。

『港村誌』によれば、海岸御備向用途につき献金を命ぜらるー。

「このとき、瀬戸内では北前船主の大江甚助の二五〇両を始めとし、平右衛門八〇両、甚兵衛五〇両、畠上の幸右衛門三〇両を献金している。甚助はこれを賞せられて、子孫迄苗字を名乗ることが許されている。その他の者には褒美銀が与へられている…。」

○「毀鐘鑄砲令」令達 安政二年（一八五五）

幕領・私領の寺院に吊鐘の供出が命ぜられた（豊岡藩でも十二月五日、領内の寺院に命じている）。こうして、切迫した海防問題はひしひしと民衆にも看取されてきた。

○安政五年（一八五八）十二月四日、幕命を受けて外国奉行、堀織部正・駒井左京ら一行一二三人が軍艦

で北海道巡視の途中、津居山港に上陸して湯島に宿泊。翌日（五日）豊岡に入つて、養源寺で豊岡藩執政、堀四郎左衛門を引見し、二方郡海岸や円山川沿岸の詳図や明細を提出させ、豊岡周辺の地勢を検分した。

（『豊岡誌』）

堀織部正の一行は十二月、浜坂にも到來した。「浜坂村に一行が宿泊したときの、御入用の取調帳が残されている。だが、御本陣・脇本陣にあてられた各家々がいかに多額の費用を要したか、その一端をうかがえる。」とも述べられている。（『浜坂町史』）

○文久二年（一八六二）五月、豊岡藩では津居山に十一<sup>チヤン</sup>口径の砲を、瀬戸・氣比に一貫砲を備え、三カ所に砲台を築いて和田垣大記をして指揮にあたらせる。（『豊岡誌』）

○文久三年（一八六三）三月の「二方郡海岸防禦行軍帳」によれば、大砲・鉄砲・長柄・小荷駄の諸隊からなる「防衛隊」は、地元百姓がそれぞれ農兵として配置させられることとなつてゐる。農兵に指名された四三人は、農兵訓練の心得について起請文をしたためてゐる。

○出石藩では、嘉永二年（一八四九）十月十七日、藩士多田弥太郎が藩主の目の前で大砲試射を行つたのを始め、同三年五月、練兵の制を定めた。

嘉永四年（一八五二）十二月の村替えで、美含郡境より以東、田結村にいたる岸部の二五〇〇石余の村々が出石藩領となり、海岸防備の負担が大きくなり、また練兵の制度も強化されることとなつた。

財政難のおり、海防についての百姓町民の負担は増えて、沿岸の諸藩はとくに苦しい立場に立つた。幕藩制度の崩壊は、このあたりからもおしよせた。



写118 生野義舉の碑(生野小学校)

このころ但馬海岸は、久美浜代官領および出石藩領・豊岡藩領ともに、それぞれ経費多端にあえいだであろう。

### (3) 生野の変と城崎

農兵組織 嘉永六年（一八五三）米使ペリー来航以来の内憂外患交々いたる騒然たる情勢は、但馬の民衆にもひしひし伝わつてくる。

但馬海岸の防備については「前節」で述べた通りであるが、わが湯嶋村の人々はさらにそれを強く感じ取つたことだろう。

「代官の巡視」、「郡中庄屋中の献金申合」、「鍛鐘鋸砲令」、砲台建築・農兵組織訓練・農民防備隊への起請文等の実施や訓練は、鎖国泰平に慣れた人々に、大きな不安と動搖をあたえた。

湯嶋村は京都に比較的近く、京都・大坂との交流もかなり頻繁で、入湯客も多く、旅籠に出入りする他国人もかなり多数で、他村にくらべ湯嶋人はそれらの人々への不審感や偏見はもたない。

したがつて、幕末維新当時、勤王倒幕の志士たちの絶好の隠れ場所となり策謀の地ともなつた。

天領の多い但馬では、この情勢に対する動搖や不安・危機感のなかで、自らの村を守り自分の地位を保とうとする考え方には、一般農民よりも豪農といわれる庄屋層がかなり強かつたであろう（そのころ、ほとんどすべ

ての藩で農兵隊が組織された)。

それら人心の不安や動搖のなかで、安政の大獄が行われ、桜田門外の変、坂下門外の変がおきるが、一般大衆は、物価があがり貧富差が大きくなり、ますます生活が苦しく不安がつのる一方であつた。

物価高で極度に苦しんだ例として、文久三年大坂の肥後米の相場比価を見てみよう。

文久三年（一八六三）を一〇〇として、

元治元年（一八六四）

一三六。

慶應元年（一八六五）

二五六。

同二年（一八六六）

二七一（二月）。

四二七（四月）。

六八四（七月）。

八〇四（年末）。

三年の間に、八倍となつてゐる。

世直し一揆 このころ大坂や江戸で、米の安売りを要求して中、下層農民が一揆を起こし、米屋・酒屋・質屋・高利貸・穀物店を片端から襲うという騒ぎが頻発した。庄屋や富豪をも襲い、その奔流は奥羽から九州にまでおよぶようになつて幕藩体制の土台をゆり動かし、そのエネルギーは頂点に達しここに爆発した。封建的支配に反抗して、ながい束縛から解放され新しい自分たちの社会をつくりたい、つよい願いからであつた。

そして勤王倒幕派の浪士や武士たちを、自分たちの解放者とさえみる傾向が生じた。

慶応二年（一八六六）は、江戸時代で百姓一揆がもつとも多かつたが、それほど民衆の反抗はすさまじかつたのである。

〈参考〉

①慶応元年（一八六五）

一月 甲斐・摂津で農民一揆。

五月 信濃・伊達郡で農民一揆。

十月 讃岐・隱岐・越後で農民一揆。

摂津・隱岐にうちこわし騒動。

②慶応二年（一八六六）うちこわしが未曾有に激化する。

二月 和泉・越後で農民一揆。

三月 信濃・松代領等に農民一揆。

五月 西宮・大坂・兵庫・江戸にうちこわし。越前・紀伊・播磨・上総に農民一揆。

六月 岩代・武藏・上野・越後・但馬に農民一揆。

七月 羽前・陸前・伊予・石見に農民一揆。

八月 石見・信濃・豊前・近江・下野・武藏に農民一揆。

九月 江戸・大坂にうちこわし。

③慶應三年（一八六七）

八月 “ええじゃないか”踊りが名古屋に起り、各地に波及した。

一月 信州・讃岐・備後に一揆。

二月 野州・伊勢・日向に農民一揆。

七月 加賀・大野農民一揆。

八月 岩代・信濃に農民一揆。

九月 江戸・甲斐に農民一揆。

十月 陸中・下野に農民一揆。

慶應三年夏から秋へかけて、東は江戸・名古屋・甲府・伊勢から、西は京・大坂・大津・淡路・阿波へと“ええじゃないか”踊りもひろがった。この全国的規模で波及した大衆の狂乱は、多年抑制された庶民の不満のエネルギーの爆発であつて、おかげ詣りの伝統の変様とか、また世直しの神、弥勒菩薩思想の現れであるといわれているが、当時の切迫した世相を反映する社会現象のひとつであった。

生野の変と  
池田草庵  
の者との意味であり、無名の志士が国を憂いて出奔し、平凡な村役たる庄屋・年寄級も政治に  
関心を寄せ動き始める時代が到來した。

のちの「生野の変」の中心的人物として活躍する人達の大部分は、そのような人たちであった。

文久二年（一八六二）但馬に身を潜めて、農兵組織を強め、事を計るべく入ってきた勤王倒幕の志士、平野

國臣・美玉三平がある。

文久三年九月二十八日、生野の変も近い頃、京の医師玉置主鈴と称した変装変名の國臣が、青谿書院に池田草庵（但馬聖人と称せらる）を訪れ、池田一門の旗挙げを勧めている。草庵はこれに従わず、「私は、政治に向きた。学問と道義を明らかにするべくつとめる者のいることも大切だ」といつて断った。

草庵は儒学者である。「人間のま心、人を愛する心の徳を仁・天地を貫く道理・君に忠・親に孝・行儀作法・言葉や行いを慎しむ。形式・礼儀を大切にする…」と主張して、幕府の保護を受け、武士の間にひろまる朱子学の立場をのべ、自分の信念から政治運動に参加することを拒んだ。そして、生野の変には静観の立場を取つた。

しかし、血氣盛りの北垣晋太郎・進藤俊三郎・西村哲二郎の三人は、書院を脱して挙兵に参加した。

北垣晋太郎は養父郡能座の庄屋で、ひろく但馬天領の村々の同志に呼びかけて、農兵組織を画策し百姓たちの武芸訓練を通じて、当時潜入中の美玉三平・平野國臣らの浪士と接触した。文久三年九月五日養父神社別当寺で生野代官所地役人、養父・朝来の豪農村役等の参加による、第一回農兵組織会議が開かれた。そこでたまたま急進的尊攘討幕派の天誅組が大和の五条で挙兵したことをきいた。

北垣晋太郎は、南但での勤王派の中心的原動力となる。

生野の変が失敗して後、三人は長州に逃げ高杉晋作の遊撃隊に加わり、討幕運動に参加した。のち、明治新政府の官吏となり、名を國道と改め、京都府知事・内務次官・北海道長官・男爵枢密顧問となつた。大正五年、八十歳で没した。

進藤俊三郎は、朝來郡佐中の庄屋で、のち、海外に遊学し原六郎と改名。実業界に入り横浜正金銀行頭取となる。昭和八年、九十一歳で他界した。

西村哲二郎は八鹿町の庄屋で慶應二年（一八六六）に周防富田建災院にて自刃。従五位を贈られた。そして、明治二十一年、山口招魂社に合祀された。

池田草庵門人名簿によると、後述するよう、湯嶋人で門人名に載る人々は十一人である。いずれも湯嶋村における庄屋年寄級の子弟であった。草庵は明治十一年九月に没した。ときに六十六歳であった。

美玉三平と 美玉三平は薩摩人で、本名は高橋祐治郎であった。文久三年、農兵組織の指導の旨を受け但馬平野國臣

に潜入、生野の変の年の春、田井屋に鯰江傳左衛門を訪ね、湯嶋をその策謀地として活躍した。わが身に危険の迫るや、逃れて竹野三原村の加悦啓輝方に暫く潜伏していたことがある（『竹野谷小史』・安田清）。

その日記に、「八月二十三日、湯嶋に至りて黒崎（医師）・武谷（庄屋）・鯰江七太夫に会い、三氏悦喜す、初めて五条の壮拳をきく。二十四日北垣晋太郎来る。是より先書翰を認め、京師に向す云々（後略）」。

生野の変後、十月十四日播州に逃れたが、農民に殺害された。美玉は、田井屋で鯰江の紹介により北垣に会い、南但の農民組織について連絡をつけている。

従四位を贈られ、朝来町山口招魂社に祀らる。

平野國臣は筑前浪士で福岡の人であった。文久三年八月十七日、天誅組の変起ころや三条公の命により、これを制止せんと急行したがおよばず、京師にとつてかえれば禁門の変（七月十八日）で、三条公は七卿の一人

として長州落ちのあとであつて、ついで第一回征長の令が発せられていた。止むを得ず但馬に入り、湯嶋に来湯して美玉三平らと消息を通す。

國臣は活躍中、歌人浦島五助と偽称し、湯嶋では「三木屋」に潜伏した。挙兵を余す一ヵ月前である。

「生野の変後、十月十五日養父郡網場村で出石藩の兵と出会い、『湯嶋へ入湯の者だ』といつたが、素性がばれて捕えられ牢へ。翌年、京都で斬殺された」。

また一説に、「豊岡藩の手に捕えられ、中町の三方屋旅館に留めおかれ、ついで姫路藩に護送されたが豊岡に拘留中に厚遇され、

“蓼川の清きなさけは忘れねど

　むくいんことは　命なりけり”

の歌を残した」（『豊岡市史』）。

元治元年（一八六四）七月二十一日、京都獄中に斬らる。贈正四位とある（『校補但馬考』）。

いま、山口招魂社に祀られる。

有名な彼の歌に、

“議論より実を行へ　なまけ武士

国の大事を　よそに見るばか”

というのである。

文久三年（一八六三）十月十一日、生野の森垣村延應寺で、討幕派の少壯公卿、首領澤宣嘉のぶよかと顛末

二十数名宿して生野の変決行の軍議をした。翌十二日朝来・養父の農兵三千人を集めて討幕の軍を挙げて生野代官所を襲い、館を無血点拠した。代官川上猪太郎は管内の巡視で不在、元締武井庄三郎は抵抗せず、すかさず変を報じた。翌十三日幕府は諸藩に 出兵を命じた。姫路・出石・豊岡の諸藩兵出陣の報に接して、首領澤宣嘉まず自ら遁走し、鳥合の衆にすぎなかつた農兵も、ここに恐怖し動搖して浪士たちに矛を向け散つてしまふ結果となつた。

南八郎ら一三人は、一時山口村妙見山に籠つたが、土民の反撃を受け悉く自刃して果てた。このとき土民隊をなし、郷紳のこの挙に與るもの家の破毀したるは数村におよぶぶ（『但馬考』）。

南八郎は最年少で二十一歳、最年長の戸原卯橋は二十九歳であつた。

『校補但馬考』に、自刃した人々の名前や出身国名を列記しているが、それによれば「筑前・長門六・周防四・京都一・不明」である。

明治元年正月、山陰道鎮撫總督・西園寺公望卿、この地に巡り來り碑を建て、題して「殉節忠士之墓」。その撰文は、參謀折田年秀のつくるところである。

明治二十一年、詔して碑を官祭招魂社に列し、この機に一五名を私祭合祀することが許された。

同年、さらに一五名が合祀されたが、うち、但馬出身者は、

- 太田六郎衛門 竹田の人、慶応元年四月四日 京都獄中死。 贈從五位。

- 中島太郎兵衛 高田の人、文久三年十月十四日 宍粟郡木の谷村で自刃。 贈從四位。

- ・黒田与市郎 高田の人、慶応二年十二月十九日 京都獄中に病死。贈正五位。
- ・多田弥太郎 出石の人、元治元年二月二十八日 浅間坂で横死。贈従四位。
- ・西村哲二郎 八鹿の人、慶応二年七月二十七日 周防にて自刃。贈従五位。
- ・小山六郎 大月の人、明治四年十二月三日 自刃。
- ・高橋甲太郎 出石の人、慶応三年二月三日 長門にて銃創のため死す。贈正五位。（本名は河上弥市、生れは長門萩の人）。

南八郎・大江甚助  
多田 弥太郎

南八郎は二十一歳の若さで、山口村妙見堂で自刃した。従四位を贈られている。

大正五年、大町桂月は城崎温泉に遊び、「城崎温泉の七日」を著しているが、その中に「山田顯義伯爵、甥の南八郎の亡き跡を弔わんとて生野銀山に立ち寄り、誤りて銀坑に陥り死せり。されど、伯の如き名士が銀坑に陥るでは相濟まざるを以て、病死として世に伝へたるなり」と。

『古城人逝鳥空鳴。  
落日悲風無恨情。

妙見山頭一片石。  
長留南八男児名。』

矢野龍溪、感述の詩（朝来志）。

大江甚助は八鹿の西村五兵衛の三男で、瀬戸の大江家の養子となる。家系は酒屋や廻船業で富をなし、海防に強い関心をもち、既述したように多額の海防献金をして苗字帶刀を許されている。

弟、宮代与左衛門とともに、生野の変にとくに関心をもち協力を示す。資金援助のほか志士を隠したりしてつねに志士たちのために奔走し、北垣晋太郎が兵糧米その他の調達にはそれに飛札を発して援助している。

一族閉門を命ぜられたが、（甚助は六十日の入牢に処せらる）明治元年、西園寺山陰鎮撫使來但に際し、国侍の称をうけた。

多田弥太郎は、出石藩士で、仙石侯の世臣、多田義徳の長子に生る。藩校弘道館・幕府の昌平黉に学ぶ。のち、弘道館教授、その後海防に関して長崎にて西洋砲術を修得して帰藩、仙石久利に子なく、世子相続について執政の独断に反発したが捕えられ九年間幽閉された。その間『海防難儀』『國体一覽』『地球小儀』などを著した。

文久三年（一八六三）八月、三条中納言の招きで上京の途中、丹波で七卿の長門落ちを知る。

『校補但馬考』に、「文久四年一月、出石脱藩士多田弥太郎はひそかに湯嶋に入る。同二十九日、藩人を遣わして之を捕へしめ、斬つて之を殮す。」とある。『但州紀行』の著者、京師の医師・新宮涼庭の塾で学んだり、但馬で最初に西洋大砲を試みた先覚の士で、この変についても慎重論を唱えていた。変後、京坂を転々として、帰途湯嶋に滞在中捕えられた。

**生野代官所** 享保元年（一七一六）、幕府中興の英主 吉宗の代に代官所を置き幕末にいたる。円山川下流域

も、一時期、生野代官所支配地となつたことがある。生野は江戸時代初期に初代間宮新左衛門が慶長五年（一六〇〇）着任し代官として支配している。そのことは、中世、山名氏・豊臣氏と引きつづいて、佐渡と並び金銀の採掘地として重視されていたからである。

しかし、但馬、生野騒動（元文四年・一七三九）を始め、百姓一揆が多くおきている地域である。それだけ代官の治世が農民層に悪評だったことを裏付ける。

吉田松陰は、「百姓一揆の起るところにつけこむ、ことを考えなければならない」といった。その意味で、「生

「野の変」はよい狙いだったであろうが、その顛末が語るように、但馬の農民の政治意識はきわめて低く農兵組織も弱体であった。指導者もまた、準備不十分で農民たちを最後まで味方にひきつけることができぬ結果に終り、失敗したといえる。

大政奉還・版籍奉還など、王政が復古する明治維新の夜明けの四年前の出来事であった。

生野の変終るや、代官所のきびしい検挙があつたことは当然である。久美浜代官所からも、村の数人が呼び出されている。さぞかし湯嶋の人達のおどろきも大きかつたと察せられる。

**朝倉心斎と  
鯰江傳左衛門**  
朝倉心斎は湯嶋で医業を営んでいた。八鹿の豪農西村五兵衛の五男である。この変に連坐して鯰江傳左衛門たということで幽門を命ぜられたがのちに国侍の待遇をうけた。嘉永元年から明治四年の歴止時期まで、寺子屋を開いていた。ひところ八五人にもおよび、湯嶋の一名士であった。

鯰江傳左衛門は田井屋（田結屋）を屋号として旅館業を営んだ。湯嶋村では井筒屋・油屋・板屋・大津屋等と並ぶ旧家であり、丹那衆の一軒である。代々村役をつとめ、大地主であった。変に際し、農兵組織の指導者の志士、美玉・平野・地元の豪農北垣らとの連絡や宿を提供するなど重要な役割を果した。変が終ったあと傳左衛門はお尋ね者として追手がかかり、湯嶋から逃亡する身となつたが、慶応二年（一八六六）客死した。明治になつて、その功を称えられ、従五位を贈られた。

墓は磯力谷にあり、「糸氏謚南嶺玄寿」。傳左衛門の長男は直寛、明治十二年三十歳で第一回県会議員、明治五年豊岡県第一大区第五小區長。二男は豊彦、板屋を継ぎ三宅姓を名のる。明治二十九年、町長となつた。

#### (4) 桂小五郎の潜行

文久三年（一八六三）は、八月に天誅組の大和五条の変、十月に但馬の生野の変と相づぐ倒幕の義挙は天下の耳目を聳動した大きな事件であった。翌年元治元年（一八六四）には池田屋事件（六月五日）・禁門の変（七月十八日）・第一回長州征伐（七月二十四日）・四国艦隊下関砲撃（八月五日）とつづく。

京都三条の武具商、榎屋喜左衛門（勤王の志士）から同志たちの計画を探知した新撰組は、六月五日夜三条池田屋で会合していた長・土・肥の志士を襲撃したが長州藩士桂小五郎は間一髪脱れて二条大橋下に変相して隠れた。このとき幾松に助けられてのちに明治政府の元勲として最後まで活躍する。池田屋の襲撃は激闘一時間あまりつづき長州の吉田稔磨、肥後の宮部鼎造はじめ志士たちは、あるいは切られ自刃し、また捕えられた。

慶応二年正月、土佐の坂本龍馬（郷士出身）・中岡慎太郎（大庄屋出身）は薩長同盟のかけ橋役に登場していく。彼らは戦略的にも軍事的にも薩長同盟の有利なことを説いた。そして薩摩の西郷・小松と長州の桂小五郎が手を握り合つてついに薩長同盟は成功した。この年十月には薩摩の五代と長州の桂・広沢らは下関で会見して貿易振興を相談している。

このような背景に、永い幕藩体制崩壊の危機が刻一刻と迫りつつあつた。生きのびた明治維新後、小五郎のおもな活躍状況は、

一、明治元年（一八六八）三月十四日国家の基本方針を天地神明に誓つての「五ヶ条の御誓文」の起草補正に盡力した。

二、大久保利通と木戸孝允（桂ののちの名）は、三条・岩倉らとともに藩を廢止し大名が版籍を朝廷に還すことが政治に必要だと力説し、明治二年（一八六九）正月薩・長・土・肥藩がまず奉還を建白し、ぞくぞく諸藩がそれにならつた。六月には二六二藩にもおよび藩主は藩知事として一地方長官となつた。

明治四年詔して「廢藩置県」を断行するにあたり一年十二月に木戸・大久保を出身藩につかわした。

三、「三藩合力同心」を約して長の木戸・山県、薩の西郷・大久保、土の板垣ら上京。

四、明治四年長州の木戸孝允・山県有朋、薩摩の大久保・西郷、土佐の板垣退助、肥前の大隈重信ら参議による新政府をつくる。

五、木戸は西南の役の終末を見ずして明治十年四十九歳で病死。西郷は西南の役、城山で五十一歳で戦死（自刃）。大久保は翌年の十一年、四十九歳で暗殺された。「維新の三傑」はともに幕末の騒乱期を生き抜き、三人手を取り合つて倒幕から廢藩置県までの指導者として、ともに回天の霸業を成し遂げる。そしてときを同じくして死んだ。

桂小五郎  
と城崎  
のち遁れてここに潜み当館にて主人母娘の世話を受けたという。』

司馬遼太郎はその小説に「逃げの小五郎」といい、おびただしい数の志士が山野に命を捨てたが、桂は生き残つた。新政府から元勲と呼ばれる待遇をうけた。「元勲」とは生きたという意味なのであろう。と書いている。

桂小五郎ゆかりの碑は、昭和八年五月広戸正蔵が建てたもので、字は萩市の松陰神社宮司の筆で正蔵がわざわざ萩に出むいて書いてもらつたものである。桂は、出石の昌念寺に潜んでいたとき京から派遣された追手が



写119 桂小五郎潜居の館（城崎つたや）

出石に来たため九月上旬湯島の旅館「松本屋」に移った。松本屋は広戸甚助の弟、直蔵が出入していた宿だつた。慶応元年（一八六五）三月幾松は出石の広戸家を訪れ八ヵ月ぶりに小五郎と再会。一人で松本屋に泊りからだを休めた。後四月上旬連れ添つて旅立つた。

松本屋の桂の隠れていた部屋は、大正十四年大震災で焼けたが、板戸に桂の落書きや句が墨書きされていたことは現在のつたやの当主鳥谷晋一郎の亡父武一の話である。

『朝霧のはれ間はさらに富士の山』

此の句は、幅一五センチ高さ五〇センチの玄武岩碑に刻されて、つたや旅館の左玄関わきに立つてゐる。なお桂小五郎の但馬潜行については、いろいろとその事蹟が残つてゐる。

桂小五郎は池田屋事件・蛤御門の戦いで長州藩が国許に敗走した後も京に潜伏してゐたが、出石の商人甚助の侠気にうながされて、一時出石に身を潜めることを決心した。船頭姿をして、名も「卯左衛門」とし京を脱した。途中但馬路の出石藩の久畑関所で危険があつたが甚助の弟直蔵の来援をうけ、夜陰に出石に着いた。

そこで甚助・直蔵・妹八重らのはからいで、はじめ丹那寺の唱念寺（出石町本町）、養父市場の

西念寺にかくまわれ、湯嶋の宿、松本屋の湯治客（九月上旬）に姿をかえたり、また八重とともに荒物屋を開店したりした。この間、連絡を甚助は長州まで再度、京・大坂にはたびたび使いをし身の廻りは直蔵・八重が受けもつて万全を期した。慶應元年三月、長州への帰路、京の幾松をともなつて湯嶋にも泊り、出石にかえつている。出石本町に桂小五郎の碑がある。この地は荒物屋を開いた場所であるが桂小五郎の碑は久畠の出石藩関所・出石唱念寺・養父市場西念寺、城崎温泉つたや旅館（もと松本屋吉三郎）にある。いずれも甚助兄弟妹たちの侠気により危機を脱した場所である（荒井季雄編『郷土誌出石』）。

元治元年（一八六四）七月十九日長州藩兵、宮門を攻めて禁内に入り天子をようして天下に令せんとす。会津・桑名・薩摩の諸藩兵と奮戦したが利あらず敗走して逃がれ去る。桂小五郎独りとどまり京師近傍に在りて時勢を偵<sup>うかが</sup>はざるべからずと、その親しきところの広戸甚助に頼り、七月を以てひそかに甚助の家郷但馬出石に入り宵田町に一店を借り、姓を変じ広江屋孝助と称す（『校補但馬考』）。

木戸卿、旧寓地「卿の出石に潜まれしは元治元年七月頃から慶應元年四月八日までの間なり。その間或いは広戸嘉七方に在り、或いは塩屋重兵衛方に在りしが、最後に潜居せられしは宵田町南側の中央東角より五軒目、今の八木直右衛門の西隣なりき、恨らくは其の家明治九年三月二十六日の火災にて焼亡しぬ」（広戸氏家伝）。

出石にある石城偶成の詩に曰く。

『始識人問百事非 慨湊幾度濡<sup>二</sup>裳衣<sup>一</sup>

紗窓髪第三更月 杜宇一聲破<sup>レ</sup>夢飛』。

○勤王志士桂小五郎再生之地碑

昭和七年十二月 出石郡教育会建之

この碑は旧久畠関所跡に建つてある。

「公、本姓ハ和田氏、小五郎ト称ス、幼ニシテ桂氏ニ養ハル、故ニ桂小五郎ト称ス。

元治甲子河原町対州邸ニ在リ広戸甚助志ス所有リテ同邸多田荘蔵ノ許ニ在リ、故ニ公ト親密ナリ、七月ノ  
変、公、甚助ノ侠氣アルヲ知リ、其ノ本国但馬ニ遁レ時ノ到ルヲ待タムト説ク、甚助、公ノ勤王ノ志厚キ  
ニ感ジ即チ之ヲ諾ス：

伊舍村卯左衛門ト名乗ル：

会津藩人ノ出石ニ来ル毎ニ直蔵等、桂公ヲ養父市場ノ西念寺ニ移ス、同村ニ料理、渡船ヲ為ス大塚新平ナルモノアリ、公ノ容貌ヲ見テ凡人ニ非ザルヲ察シ礼遇頗ル懇切ナリ：

其後或ハ出石町ノ寡婦ノ家ニ匿レ、或ル時ハ世間ノ疑念ヲ晴サン為、湯嶋ノ温泉ニ浴シ世人ノ注目ヲ憚リ  
テ殊更ニ女戸主ナル松本屋方ヘ宿泊ス、同家ニ一娘アリ「たき」ト云ウ、公の境遇ヲ悟リ懇篤ナリシ如シ、  
斯クシテ徐々ニ両親ニ諭シ我家ニ引取ル、是ヨリ公ト喜七（直蔵ノ父）トハ眞ノ親子ノ如ク愛情互ニ篤シ、  
其ノ後親戚、志水重兵衛ノ周旋ニ依ツテ藩士ノ許可ヲ得テ、宵田町ニ一家ヲ借受ケ広戸ノ別家ト為シ、漸  
ク出石町ニ表向キ住居セラルルコトトナリ：

荒物商ヲ開店セリ、公、秘密ノ漏レンコトヲ恐レテ他人ヲ  
雇入レルコト能ハズ、故ニ直蔵ノ妹、八重ヲ奉侍セシム：

翠香院事、幾松君ハ京都ノ変後、直チニ対州  
ノ人ニ連レラレテ公ノ本国長州ニ行キ危難ヲ免ル、乙丑二月、広戸甚助ニ連レラレテ出石ニ来ル、公ト同

棲セラル、公ノ出石ニ潜伏ノ事ハ長州ノ人知ルモノ稀ナリ、唯、村田藏六公及ビ伊藤博文公ノミナリ：  
御在世中、眷顧ヲ受ケ書簡遺墨等今尚直蔵ノ家ニ藏ス。」

#### (5) 私塾と寺子屋の発達

**藩校と私塾** 江戸時代も中期以降になると、幕府は享保二年（一七一七）昌平黉の講義を江戸町民に許可している。諸大名の間でも藩校を設立はじめた。但馬における雄藩たる出石藩は「弘道館」を

藩校として開いたが、これは第六代藩主仙石政辰が安永四年（一七七五）に伊木町に学問所を建て桜井俊藏（東亭）をして講義にあたらせたことにはじまる。ついで天明二年（一七八二）に拡張し、第七代仙石久行が自ら筆をとり弘道館と書し、これを掲げて館名を定めた。桜井氏は弘道館講師（藩儒）として代々仙石家に仕えた。但馬史の貴重な文献としていまに引用される『但馬考』は桜井舟山良翰（一七五七歿）が藩主の命により撰輯したものである。東亭（一八〇二歿）東門（一八五六歿）石門（一八五〇歿）らの儒臣、『校補但馬考』の名著者たる桜井勉もその一門である。

豊岡藩の藩校『稽古堂』は第八代藩主京極高行の代の天保四年（一八三三）に設立され弘道館におくれること五十八年後であった。この稽古堂は弘道館のことなり、藩士の子弟のみに限らず一般の、入学を希望する庶民にも許した。その堂則には、

「他藩の者といえども入学を乞ふときはこれを許す。」とある。月謝の類はなく堂費もなく、藩費をあてた。維新前の凡その生徒数は寄宿生十三人、通学生四十人であった。生徒のうちとくにすぐれた者を選び学資を給して遊学させる制をもうけていた。維新前後で、その数二十数人、そのうち洋学を専攻する者七、八人あつた



写120 青谿書院（八鹿町宿南）

という。

稽古堂で学んだ者の中から、

久保田精一（稽古堂学長、宝林義塾を創立）

久保田譲（文相・貴族院議員・枢密院顧問官）

和田垣謙三（法学者、法学博士）

吉村寅太郎（第四高校校長）

土田鳳州（學習院教授、仏法学者）

浜尾 新（文相・東大総長・東宮大夫・枢密院議長）

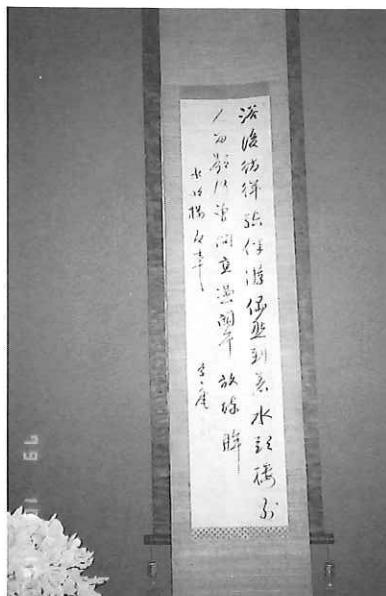
らの諸名士が出ている。

これらは藩校であるが、弘化四年（一八四七）養父郡宿南村の池田  
禎藏（草庵）は『青谿書院』を建て、ここで幾多の英才を教導して但  
馬聖人とあがめられた。明治十一年の歿年までの門人総数は六七二人  
であつたという。この中から北垣晋太郎（京都府知事・北海道長官・  
枢密顧問官）原六郎（横浜正金頭取）などのように生野の変に参加し、  
維新後の新政府に功績のあつたものや政治家・学者として大成した人  
も多い。青谿書院は私塾の代表として特記されるべきものである。

湯嶋人で草庵自筆の「門人帳」に記されている人々を列記すれば、

弘化二年（一八四五）	斎藤常太郎
弘化四年（一八四七）	守口和二郎
安政六年（一八五九）	斎藤哲太郎
万延元年（一八六〇）	武谷元吉
文久二年（一八六二）	斎藤久次郎
文久三年（一八六三）	鮑江民吉（傳左衛門と改名）
文久四年（一八六四）	朝倉貞吉
明治八年（一八七五）	青山大之進
明治十年（一八七七）	鮑江坦藏
明治十一年（一八七八）	岩本七五三（内川村上山、八右衛門と改名）
明治十四年（一八八一）	櫻井勉は出石町伊木に生れ、「児山」と号した。
天保十四年（一八四三）	生れ昭和六年（一九三二）歿八十九歳、墓は宗鏡寺にある。

「但馬考」の著者、櫻井良輔（舟山）は、その曾祖父にあたる。そして大正十一年『校補但馬考』を著した。明治二十二年、徳島県知事。明治二十九年、山梨県知事。明治三十年台湾新竹州知事、明治三十四年内務省神社局長。明治四十年錦鶏間祗候（正四位勲三等旭日章授与）となる。



写121 池田草庵の書（城崎文芸館）

### 寺子屋の発達

近世「庄屋文書」は郷土史史料としてきわめて重要性をもつが、いすれもなかなかの達筆であり、書式内容などからも当時の村方三役の任命には筆算の素養が条件とされたことがわかる。「ヨミ、カキ、ソロバン」は一般庶民教育の根幹であった。「寺子屋」という語源は寺の住職によってなされたことから初まっているが、他に神官や、また浪人や医師によつても広まつていった。

藩校に対して私塾や寺子屋は庶民の学問修業の場所であつて、江戸時代中期以降幕末さらに明治初年における日本人の知識レベルの向上にも大きく貢献した。当時の日本を訪れた西洋人たちも日本の庶民の教養の高さに驚いている。鎖国令以来数百年間をとざされた国内において産業の発達、文化の進歩、思想の高邁堅実等と、これら私塾や寺子屋の果した役目はことのほか大きい。たとえば池田草庵の門人であつた湯嶋の出身者らも、郷土において後輩の指導にあたつている。

朝倉心斎の「朝倉塾」や斎藤哲太郎の「斎藤塾」はその例である。また庶民の知識欲は当時、湯嶋温泉に頻繁に来湯した文人墨客たちに刺激され、その交流によつて土地の丹那衆らに大きな影響をあたえた。すなわち塾とか寺子屋とかの形式的なものでなく先鞭的に湯嶋人に向学の気風を培い、町人や農民や旅籠の主人たる人たちの中からひとかどの知識人を数多輩出した。青山千里・杉本邦寧・黒崎文仲・同三省などがあり、ついで草庵の高弟斎藤東軒（哲太郎）・朝倉心斎がある。朝倉心斎の塾は「但馬読本」によれば嘉永元年（一八四八）から明治四年（一八七二）まで三十年近くつづいた。ある時期、生徒数、八五人および旧内川村・港村地域などの村々から入門者も多かつたという。心斎は八鹿町、西村五兵衛家の出で、本業は医師で岡山の藩校で学を修め、湯嶋に来住して先祖の姓、朝倉を名のり、当町の善藤氏の女を娶る。勤王の志をいだき、生野の変

に先立つて美玉三平・平野國臣らが農兵組織を画策し当温泉地を訪れた際、町内の同志、鮎江・黒崎・武谷らと互いにこれを援助した。次兄西村敬蔵が京都に上つて医を開業し、勤王運動に参加していたので、その影響を受けたのであろうといわれる。生野の変が破れたのち連累者として閉門に処せられたが、王政復古によりその功を賞せられ「国侍」の称号を得、八十余歳の長寿をもつて明治三十五年に死去している。墓は磯カ谷にある。

斎藤哲太郎は池田草庵門下の俊秀として名の高かつた人物である。天保十四年（一八四三）—明治三十七年（一九〇四）郷土の生んだ南画の大家で漢詩人たる斎藤崎庵の長子で東軒と号した。生家は旅館業（いせや）である。安政六年（一八五九）青谿書院に入門七年間、門下の逸材といわれた人物である。明治三年久美浜県小学校が開設されるや同門、森周一郎とともにその教員として迎えられ、ついで郷里湯島小学校の設立に尽力し、その教員となり創業の基礎を固めた。明治十年旧豊岡藩士を中心に設立された「宝林義塾」に招かれ塾長となつた。明治二十年草庵の旧門人たちによつて設立された八鹿の山陰義塾の二代目塾長に就任した。以来同二十八年閉校されるまで育英事業にあたりその間、接した千名近い塾生から神の如く尊敬されたという。

池田紫星著『池田草庵』には、つぎのように記されている。

「…草庵門生の内の森周一郎なり斎藤哲太郎なりは一かどの教育学者でありながら名を売らず志を尚くする人物であった…」と。

哲太郎は明治三十七年京都で死去した。年六十二歳。哲太郎の父崎庵は文化二年（一八〇五）伊勢屋惣三郎の長男として生れた。儒者草庵・禪僧沢庵とともに「但馬の三庵」と称せられ、全国に知られた南画家である。

晩年、東京・甲信越に遊び、各地で絵筆をふるつた。明治十六年（一八八三）五月十四日、甲州の客舎で歿した。年七十九歳。彼の人物伝は明石小松魯山堂蔵版の『崎庵翁薄游漫載』に詳細に記されている。墓は磯カ谷墓地にある。

漢詩・和歌にも秀れていたので、郷土の子弟に学問的意欲を高めるのに大きな影響をあたえている。そのようない意味では結城蓄堂（明治元年大和屋旅館に生れ、大正十三年旅先にて五十七歳で歿す）。もその一人である。桃島の池畔、子どもの遊び場に「藤 金吾」の墓がある。金吾は晩年桃島村字家ノ上にあった「円通庵」（眞言宗）で私塾を開いて多くの子弟を教育した。明治四十年頃で、伝えによると小倉藩士であり、明治初年板垣退助の自由民権論に共鳴してその運動に参加していたが、城崎の旧家の一、油屋仁左衛門の女ヨノ女史と結婚し入婿となつた。のち、故あつて別居していたが、その間塾をひらき少年の教育にあつた。その内容は漢学・英語・書道・珠算・哲学・詩吟など多岐にわたり、一時、教え子數十人であつたといふ。主として湯島・桃島の少年少女たちであつた。風貌魁偉、古武士のごとく九州男児の面目躍如たる熱血漢であつたらしく、古老の語るところによれば、ときには詩を吟じ剣をふるつて舞い、試胆会を催し、義士祭の催しを行つて少年の若い血をたぎらせたといふ。

躰の教育も嚴重で少年たちへの精神的影響力も大きかつたといふ。藤金吾はこの庵寺で病歿した。年五十三歳であつた。没後五十周年忌にあたり教え子有志達がその遺徳を偲んで、田結海岸から石材を運び、本住寺三十二世、中尾啓照師の筆によつて碑名が書かれた。その一女西村靜代は女医となつた。昭和十二年に没している。

但馬の教育に関して『国府村誌』中巻に、

「城崎温泉に文人墨客が盛んに到来して江戸時代とくに天保—弘化年間にかけて教育の黄金時代を現出した：村出身の傑出した人物によつての教育感化は大きい：」と書かれている。

## 第七節 旅館の成立と成長

### (1) 道と旅と宿

**道と旅** 宿の歴史を知る上に、私たちは、「道と旅」のことを考えねばならぬ。

「みち」といつても、現在の道路と違う。昔の「みち」は、魯迅の有名な言葉に、"人間が歩いたあとが道になる"とあるように、村から村へ、人が生活するに必要な歩いてつくる自然の歩道から始まる。決して旅の必要から始まるものでない。

谷を通り川筋に沿い「タオ」を越して自然に道が出来る。「ケモノ道」といわれるものもそのようにしてできる。

旅のために道が整備される前に、政治・経済・軍事上の必要から道路が整備されていく場合もある。したがつて、江戸時代以前は、庶民が遠距離を旅することは、危険であつて、とても旅を楽しむ状態ではなかつたことを私達は知らねばならぬ。大まかにいって、「古代」で、遠距離の旅は、中央官庁の役人が、地方国衙に赴任し、都と連絡をとる必要上、宿駅が設けられ駅馬・伝馬の制がしかれていた。たとえば山陰道は、大体いま